

Ⅱ 適用額明細書の書き方

1 記載要領

以下の欄については、租特透明化法による適用実態調査として、法人税関係特別措置ごとの適用法人数、適用額の総額等を集計するために必要ですから、忘れずに記載又は入力してください。

欄 名		記 載 要 領
①	当初提出分・再提出分	当初提出分又は再提出分のいずれかに該当するものを○で囲んでください。 e-Tax ソフトにより提出される場合は、いずれかに該当するもののラジオボタンをクリックしてください。
②	整理番号	P(7)～P(9)を参照し、法人の整理番号を転記してください。 e-Tax ソフトにより提出される場合は不要です。
③	提出枚数	提出枚数を記載又は入力してください。
④	事業種目 (P(10)～P(12)の表を参照)	その事業年度における主たる事業内容を記載又は入力してください。 e-Tax ソフトにより提出される場合、主たる事業内容と異なるものが表示されていたら、正しいものを入力してください。
⑤	業種番号 (P(10)～P(12)の表を参照)	【書面での申告】 P(7)を参考に送付される法人税確定申告書に同封された「確定申告について」を参照して転記してください。 なお、印字された業種番号がその事業年度における主たる事業内容と異なる場合は、P(10)～P(12)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください。 【e-Tax での申告】 e-Tax ソフトをご利用されている場合は、P(10)～P(12)の一覧表を参照して該当する業種番号を入力してください。
⑥	期末現在の資本金の額 又は出資金の額	期末現在の資本金の額又は出資金の額を円単位で記載してください。 e-Tax により提出される場合は原則不要ですが、実際の金額と異なるものが表示されていたら、正しい金額を入力してください。
⑦	所得金額又は欠損金額	所得金額又は欠損金額を円単位で記載又は入力してください。
⑧	租税特別措置法の条項	適用した租税特別措置法の条項を記載又は入力してください。
⑨	区分番号	該当する区分番号を記載又は入力してください。
⑩	適用額	適用した金額を円単位で記載又は入力してください。

2 整理番号・業種番号の表示位置

【書面で提出する場合】（前年の申告書を書面で提出した法人）

送付される法人税確定申告書に同封された「確定申告について」を参照してください。

（確定申告について）

別表一（一）青色申告用

所 属 06 業 種 3500 00 00 *

整 理 番 号
0 0 1 2 3 3 3 3

上記の番号は、貴法人の整理番号です。税務署ではこの番号によって書類の整理を行っています。

東京都千代田区大手町1-1-1
株式会社 国税商事
代表取締役 国税太郎

平成 25 年 5 月 1 日
平成 26 年 4 月 30 日

事業年度

税 務 署 長

当該「業種目」欄の、前の2桁を転記してください。
【注意】
印字された業種番号がその事業年度における主たる事業内容と異なる場合は、P(10)～P(12)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください。

貴法人の法人税の確定申告書の提出期限が近づいてきました。確定申告書の提出期限は、その延長が認められる場合を除き、事業年度終了の日の翌日から2か月以内であり、また、その提出期限が法人税の納付期限でもありますので、次の事項にご留意のうえ期限内に申告・納付してください。

◎ 確定申告書や附属書類は、次の部数を提出してください。

1 確定申告書……………部

（適用額明細書）

様式第一

平成 26 年 6 月 30 日

自平成 25 年 05 月 01 日 ① 事業年度分の適用額明細書
至平成 26 年 04 月 30 日 (当初提出分・再提出分)

納税地 東京都千代田区大手町1-1-1 ② 整理番号 0 0 1 2 3 3 3 3

電話(03) 3313 - 3313

提出枚数 ③ 1 枚 うち 1 枚目

法人名 株式会社 国税商事 ④ 事業種目 医薬品卸売業 ⑤ 業種番号 3 5

⑥ 期末現在の資本金の額又は出資金の額 1 0 0 0 0 0 0 0

⑦ 所得金額又は欠損金額 1 0 0 0 0 0 0 0

⑧ 平成 26 年旧措置法 第 42 条の 4 第 9 項 第 1 号 ⑨ 0 0 0 1 1 ⑩ 3 0 0 0 0 0

租税特別措置法の条項 区分番号 適用額

第 条 第 項 第 号

この用紙はとじこまないでください

【書面で提出する場合】（前年の申告書を e-Tax で提出した法人）

e-Tax で申告される方で、書面により適用額明細書を提出される場合の整理番号については、メッセージボックスに格納される申告のお知らせを参照して記載してください。

また、業種番号については、P(10)～P(12)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください。

（申告のお知らせ）

利用者識別番号	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	別表一(一)青色申告用
整理番号	00123333	
東京都千代田区大手町1-1-1		
株式会社 国税商事		
代表取締役 国税太郎 殿		
麴町 税務署長		
平成 25 年 05 月 01 日		
平成 26 年 04 月 30 日		
事業年度分の確定申告について		
貴法人の法人税の確定申告書の提出期限が近づいてきました。確定申告書の提出期限は、その延長が認められ		

（適用額明細書）

様式第一		F B 4 0 1 0	
平成 26 年 6 月 30 日		自平成 25 年 05 月 01 日	
麴町 税務署長殿		至平成 26 年 04 月 30 日	
① 事業年度分の適用額明細書 (当初提出分・再提出分)			
納税地 東京都千代田区大手町1-1-1		② 整理番号 00123333	
(フリガナ) カシカイン コペイショウ		③ 提出枚数 1 枚	
法人名 株式会社 国税商事		④ 事業種目 医薬品卸売業	
⑤ 業種番号 35			
⑥ 勘当現在の資本金の額又は出資金の額		⑦ 所得金額又は欠損金額	
100000000		100000000	
租税特別措置法の条項		区分番号	
平成 26 年旧措置法		⑧ 第 42 条の第 9 項第 1 号	
⑨ 00009		⑩ 3000000	
P(10)～P(12)を参照して、該当する業種番号を記載してください。			

【e-Tax で提出する場合】

e-Tax で適用額明細書を提出される場合の整理番号については、メッセージボックスに格納される「申告のお知らせ」を参照して記載してください。

また、業種番号については、P(10)～P(12)の一覧表を参照して該当する業種番号を入力してください。

(申告のお知らせ)

利用者識別番号	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	別表一(一)青色申告用
整理番号	00123333	
東京都千代田区大手町1-1-1		
株式会社 国税商事		
代表取締役 国税太郎 殿		
麹町 税務署長		
平成 25 年 05 月 01 日 事業年度分の確定申告について		
平成 26 年 04 月 30 日		
貴法人の法人税の確定申告書の提出期限が近づいてきました。確定申告書の提出期限は、その延長が認められ		

(適用額明細書)

様式第一

平成 26 年 6 月 30 日 麹町 税務署長殿

自 平成 25 年 5 月 1 日 事業年度分の適用額明細書
至 平成 26 年 4 月 30 日 ☒ 当初提出分 ☐ 再提出分

納税地	東京都千代田区大手町1-1-1	② 整理番号	00123333
電話	(03) 3313 - 3313	③ 提出枚数	1 枚 うち 1 枚目
法人名	株式会社 国税商事	④ 事業種目	医薬品卸売業 ⑤ 業種番号 35
期末現在の 資本金の額又は 出資金の額	⑥ 10,000,000 円	※ 提出年月日	年 月 日
所得金額又は 欠損金額	⑦ 1,000,000 円	※ 税務署処理欄	

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
⑧ 平成 26 年旧措置法 第 42 条の 4 第 9 項 第 1 号	⑨ 00011	⑩ 300,000 円

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するので

P(10)～P(12)を参照して、該当する業種番号を入力してください。
※ e-Tax ソフトをご利用の方につきましては、P(10)～P(12)の表を帳票ヘルプからご確認いただけます。

【事業種目・業種番号一覧表】

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号			
食料品製造業	水産食料品	01	金属製品製造業	被覆、彫刻、その他の金属表面処理	20			
	調味料			くぎ、ボルト、ナット、線材製品				
	精穀、製粉			その他の金属製品				
	砂糖		機械製造業	金属加工機械	21			
	菓子			繊維機械				
	パン類			農業用機械				
	清涼飲料			建設機械				
	酒類			産業用機械				
	畜産食料品			事務用・サービス用・民生用機械器具				
	その他の食料品			その他の機械				
製糸、紡績、ねん糸業	製糸	02	産業用電気機械器具製造業	産業用電気機械器具	22			
	紡績		電子機器					
	ねん糸		民生用電気機械器具電球製造業	民生用電気機械器具、電球	23			
織物業	綿・スフ織物	03	通信機械器具製造業	通信機械器具	24			
	絹・人絹織物		輸送用機械器具製造業	自動車・同付属品 鉄道車両 自転車・オートバイ 船舶 その他の輸送用機械器具	25			
	毛織物					理化学機械器具等製造業	計量器、医療器械、理化学機械等	26
	その他の織物							
ニット製造業	ニット	04	時計・同部品製造業	時計・同部品	28			
染色整理業	染色整理	05	その他の製造業	がん具、娯楽用品、スポーツ・体育用品 事務用品 貴金属製品 楽器、レコード 装身具、装飾品 プラスチック製品 その他の製造	29			
その他の繊維工業		06						
衣服、その他の繊維製品製造業	男子服、作業服、学校服	07				飲食料品卸売業	米穀類 野菜、果物 食肉 生鮮魚介そう その他の農水畜産物 酒類 乾物 菓子、パン類 その他の飲食料品	31
	婦人、子供服							
	ワイシャツ、下着							
	帽子、毛皮製衣服、その他の衣服							
	その他の繊維製品							
木材、木製品製造業	製材	08	繊維品卸売業	生糸、繭、原糸、繊維品 呉服、太物 その他の織物 洋服類 寝具類 靴、履物 かばん、袋物 下着類 小間物 洋品雑貨、その他の繊維品	32			
	木製容器							
	その他の木製品		窯業、土石製品製造業	ガラス・同製品 セメント・同製品 建設用粘土製品、耐火物 陶磁器・同関連製品 その他の窯業・土石製品	17			
家具、装備品製造業	家具	09	鉄鋼業	鉄鋼		18		
	建具			鋳鉄鑄物				
	その他の家具・装備品			非鉄金属製造業	非鉄金属	19		
パルプ、紙、紙製品製造業	パルプ、紙	10	金属製品製造業	構築用金属製品	20			
	紙製容器			金属打抜き・プレス加工				
	その他のパルプ・紙製品							
新聞、出版、印刷業	新聞、出版	11	建築材料卸売業	木材、竹材	33			
	印刷			セメント				
	製版、製本、その他の印刷物加工							

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号		
建築材料卸売業	板ガラス	33	医薬品、化粧品 小売業	医薬品	45		
	その他の建築材料			化粧品			
家具、建具、じゅう 器卸売業	家具、建具	34	百貨店	百貨店	46		
	荒物			各種商品小売			
	陶磁器・ガラス器		趣味、娯楽用品等 小売業	スポーツ用品	47		
	その他のじゅう器			がん具、娯楽用品 楽器、レコード 貴金属製品、宝石 その他の趣味・娯楽用品等			
医薬品、化粧品 卸売業	医薬品 化粧品	35					
機械器具卸売業	一般機械器具	36	その他の小売業	燃料	49		
	自動車・同部品			書籍、雑誌			
	輸送用機械器具			文房具、紙			
	精密機械器具			中古品			
	電気・通信機械器具			農機具			
鉱物、金属材料 卸売業	石炭	37		写真機、写真材料		49	
	石油			時計、眼鏡			
	鉱物			自動車、自転車			
	鉄鋼			土産物			
	非鉄金属			その他の小売			
貿易業	貿易	38		総合建設業		一般土木建築工事	51
	輸出		土木工事				
	輸入		建築工事				
その他の卸売業	紙、紙製品	39	木造建築工事		52		
	再生資源		職別建設業	職別土木建築工事			
	家庭用金物			電気・通信工事			
	建築用金物			管工事			
	薪炭類			その他の設備工事	61		
	肥料		鉄道業	鉄道			
	文房具		道路旅客運送業	乗合バス、貸切バス		62	
	がん具、娯楽用品		ハイヤー、タクシー				
	貴金属製品、宝石		道路貨物運送業	貨物自動車	63		
	その他の卸売		その他の道路貨物運送				
	飲食料品小売業		各種食料品	41	水運業	水運	64
			酒		倉庫業	倉庫	65
食肉		放送・電信・電話 業	放送		66		
鮮魚			電信・電話				
野菜、果物		電気供給業	電気供給		67		
菓子、パン類		ガス・熱供給業	ガス・熱供給		68		
米穀類		その他の運輸、運 輸附帯サービス、 水道業	航空運輸		69		
料理品			運輸附帯サービス				
その他飲食料品			水道				
織物小売業		呉服	42		対個人サービス業	洗濯	71
洋服地	洗い張り、染物						
衣服、身の回り品 小売業	寝具類	43	写真				
	男子既製服		理髪				
	男子注文服		美容				
	婦人・子供服		浴場				
	靴		ソープラント				
	履物		駐車場				
	洋品雑貨		保育所、老人ホーム				
	小間物		その他の対個人サービス				
	その他の衣服・身の回り品						
家具、建具、じゅう 器小売業	家具、建具	44	対事業所サービス業	広告	72		
	金物			物品賃貸			
	荒物			情報サービス、興信所			
	陶磁器、ガラス器			その他の対事業所サービス			
	家庭用電気機械器具		映画業	映画館	73		
	その他のじゅう器			映画サービス			

事 業 種 目		業種番号	事 業 種 目		業種番号
娯楽業	パチンコ	74	農林業	農業	81
	ゴルフ場		林業		
	運動施設		漁業、水産養殖業	漁業	82
	その他の娯楽		金属鉱業		83
その他のサービス業	土木建築サービス	75	石炭鉱業		84
	医療保健		原油・天然ガス鉱業		85
	医療関連サービス		非金属鉱業	採石、砂・砂利採取	86
	廃棄物処理			その他の非金属鉱業	
	その他のサービス				
自動車修理業	自動車修理	76			
その他の修理業	機械修理	77	銀行・信託業	銀行	87
	電気機械修理			信用金庫	
	その他の修理			信用組合	
	農業協同組合				
	漁業協同組合				
料理・飲食店業	料亭	78	その他の金融業	その他の銀行・信託	88
	日本料理			質屋	
	大衆酒場、小料理			貸金	
	外国料理		その他の金融		
	すし		証券、商品取引業	証券、商品取引	89
	そば、うどん		保険、保険サービス業	保険、保険サービス	90
	バー				
	キャバレー		不動産業	建売、土地売買	91
	喫茶			不動産代理仲介	
	その他の飲食			その他の不動産	
旅館業	温泉旅館、観光ホテル	79	その他の産業	教育	99
	ラブホテル、モーテル			分類不能	
	ホテル、普通旅館				
	その他の旅館				

3 租税特別措置法の条項・区分番号・適用額の記載の仕方

(適用額明細書)

様式第一

平成 26 年 6 月 30 日

〒 100-0001 東京都千代田区大手町 1-1-1

電話 (03) 3313-3313

加「シカ」イシャ コ「セ」イショウ

株式会社 国税商事

期末現在の
資本金の額又は
出資金の額

所得金額又は
欠損金額

整理番号 00123333

提出枚数 1 枚

事業種目 医薬品卸売業

業種番号 35

提出年月日 平成 26 年 04 月 30 日

① 事業年度分の適用額明細書
(当初提出分・再提出分)

② ③ ④ ⑤

⑥ ⑦

租税特別措置法の条項 区分番号 適用額

⑧ 平成 26 年旧措置法
第 42 条の 4 第 9 項第 1 号

⑨ 00011

⑩ 300000

※「平成 26 年旧措置法」を適用する場合には、「租
税特別措置法の条項」欄の上の余白部分に「平成
26 年旧措置法」と記載してください。

(別表様式)

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控
除に関する明細書

事業 年 度 法人名

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

① 「租税特別措置法の条項」欄に、「平成 26 年旧措置法第 42 条の 4 第 9 項第 1 号」※1、「第 42
条の 4 第 9 項第 1 号」※2又は「第 42 条の 4 第 9 項第 2 号」※3

② 「区分番号」欄に、「00011」※1、「00486」※2又は「00012」※3

③ 「適用額」欄に、当該別表六(ハ)「22」欄の金額(円単位)
を記載してください。

※1 平成 26 年旧措置法第 42 条の 4 第 9 項第 1 号(区分番号:「00011」)
当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が比較試験研
究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合

※2 第 42 条の 4 第 9 項第 1 号(区分番号:「00486」)
増加試験研究費の額が比較試験研究費の額の 5%に相当する金額を超え、かつ、当該事業
年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が基準試験研究費の額を
超える場合

※3 第 42 条の 4 第 9 項第 2 号(区分番号:「00012」)
当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が当該事業年
度の平均売上金額の 10%に相当する金額を超える場合

当期税額控除可能額 11

法人税額の特別控除額 22

300,000

別表六(ハ) 平二十六・四・一以後終了事業年度分

4 記載に当たっての留意事項

- (1) 次の事項に留意して、黒のボールペンで丁寧に記載してください。
 - ① □の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1 枠内に 1 文字を右詰めで記載してください。
なお、桁あふれが生じる場合は、枠を無視して記載してください。
 - ② 「所得金額又は欠損金額」欄の記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「－」又は「△」を付してください。
- (2) 記載を了した適用額明細書は、申告書にとじこまずに、申告書に挟み込んで提出してください。
- (3) 適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するのではなく、全ての租税特別措置について記載してください。
- (4) OCR入力用の用紙は機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。

記載誤りにご注意ください

提出された適用額明細書には、次のような記載誤りが多く見受けられます。
適用額明細書に記載誤りがある場合は、正しく記載した適用額明細書を改めて提出していただく必要がありますので、適用額明細書の作成に当たっては、ご注意ください。

《よくある記載誤り》

- ① 法人税申告書別表からの転記誤り
- ② 区分番号の記載誤り
- ③ 適用限度額がある措置の適用額の記載誤り
- ④ 「所得金額が0円」又は「欠損金額」である場合の税額控除適用等の記載誤り

(適用額明細書)

F B 4 0 1 0

【よくある記載誤り①】
法人税申告書別表からの転記誤り

法人税申告書別表一(一)等の「期末現在の資本金の額又は出資金の額」及び「所得金額又は欠損金額」の各欄の金額と同額を記載してください。

※ 欠損金額の場合は、金額に「△」又は「－」を付してください。

【よくある記載誤り②】
区分番号の記載誤り

「区分番号」は、税制改正に伴い同一の措置であっても改正前後で「区分番号」が異なる場合がありますので、適用する事業年度の「区分番号」を国税庁ホームページに掲載されている対象事業年度の「適用額明細書の記載の手引」を参照し記載してください。

法人名	
期末現在の資本金の額又は出資金の額	40000000
所得金額又は欠損金額	180358238

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
第42条の3の2第1項第1号	00380	8000000
第42条の4第6項第号	00429	3056976

【よくある記載誤り④】
「所得金額が0円」又は「欠損金額」である場合の税額控除適用等の記載誤り

「所得金額又は欠損金額」欄が0又はマイナスの金額(欠損金額)である場合は、「税額控除」(例えば、第42条の4第6項等)や「中小企業者等の法人税率の特例」(例えば、第42条の3の2第1項第1号等)の措置の適用はありませんので、適用のない措置の記載は必要ありません。

【よくある記載誤り③】
適用限度額がある措置の適用額の記載誤り

「中小企業者等の法人税率の特例」等の適用限度額がある措置については、適用限度額を超えないように適用額を記載してください。

(例)「中小企業者等の法人税率の特例」(区分番号:「00380」)の適用額は、年800万円が限度とされていますので、所得金額が900万円である場合は、「8,000,000円(800万円)」と記載してください。

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。訂正箇所のみ記載する。折ったり汚したりしないでください。)